伊達市国土強靱化地域計画

令和6年4月 伊達市

【目次】

第	1	章		は	ľ	め	に																								
	1		計	画	策	定	の;	趣	旨	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
	2		計	画	(T)	位:	置	付	け	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
	3		計	画	期	間	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
第	2	章		基	本	的	な	考	え	方																					
	1		基	本	目;	標	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3
	2		事	前	に	備	え	る	べ	き	目	標	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3
	3		強	靭	化	を	推	進	す	る	上	で	の	基	本	的	花	方	針	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3
第	3 =	章		地	域	特	性																								
	1		伊	達	市	の;	地:	域	特	性	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		5
	2		伊	達	市	に	お	け	る	主	な	自	然	災	害	リ	ス	ク	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		6
第	4	章		脆	弱	性	評	価																							
			評	価	(T)	枠	組	み	及	び	手	順	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		7
第	5	章		強	靭	化	の:	推	進	方	針																				
	1		推	進	方	針	の <u>;</u>	策	定	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	0
	2		推	進	方	針	Ø)	具	体	的	内	容	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	0
第	6	章		計	画	の:	推	進																							
	1		推	進	体	制	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	2
	2		.#	比	烘	田	74	てド	目	占	1																			_	9

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波による災害(以下「東日本大震災」という。)は、多くの人的被害及び建物被害に加え、道路などの基幹的な交通基盤の分団、農業用ダムの決壊、堤防や港湾施設の壊滅的被害など、産業・交通・生活基盤において、県内全域に甚大な被害をもたらしたうえ、東京電力福島第一原子力発電所事故による災害(以下「原子力災害」という。)は、若い世代を中心とした県外への人口流出や県内全域のあらゆる産業に及ぶ風評を発生させるなど、県の基盤を根底から揺るがす事態を引き起こした。

また、令和元年10月12日には台風第19号(以下「東日本台風」)により市内に大規模な浸水害や 土砂災害が発生し、建物被害や河川・道路の被害のみならず、農耕地へも大きな被害をもたらし た。

令和3年2月13日及び令和4年3月16日には、2年続けて最大震度6弱を観測した福島県沖を震源とする地震が発生し、建物などに大きな被害をもたらした。

こうした中、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策の総合的、計画的な実施によって 大規模自然災害等に備えることを目的として、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を 図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法(以下「基本法」という。)」が制定され、国 は、平成26年6月に基本法第10条の規定に基づく国土強靭化基本計画(以下「基本計画」という。) を策定した。基本法第13条に「都道府県又は市町村は、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画 的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村における国土強靭化に関する基本的な計画(以下 「国土強靭化地域計画」という。)を、国土強靭化地域計画以外の国土強靭化に係る当該都道府県 又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されており、福島 県においては、平成30年1月に「福島県国土強靭化地域計画」(以下「県地域計画」という。)を策 定したところである。

伊達市においても、東日本大震災及び東日本台風等から得た教訓を踏まえ、いかなる大規模自然 災害等が発生しようとも、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに復旧・復興できるしなや かさ」を備えた強靭な国土・地域社会を構築し、安全で安心な市づくりを推進するための方針とし て、「伊達市国土強靭化地域計画」(以下「本計画」という。)を策定する。

2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靭化地域計画として、国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものであり、「伊達市第3次総合計画」や「伊達市復興計画」、「伊達市地域防災計画」をはじめとする様々な分野の計画等との調和を図るものとする。

3 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和 2 (2020) 年度を初年度とし、令和 6 年度 (2024) 年度までの概ね 5 年間とする。

なお、計画期間中においても、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて 柔軟に見直しを行うものとする。

第2章 基本的な考え方

1 基本目標

本市における強靭化を推進する上での基本目標として、次の4項目を設定する。

- いかなる大規模自然災害等が発生しようとも
 - (1) 人命の保護が最大限図られること
 - (2) 市及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
 - (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 - (4) 迅速な復旧復興

2 事前に備えるべき目標

本計画の基本目標を達成するため、事前に備えるべき目標として、次の8項目を設定する。

- (1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- (2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)
- (3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- (4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- (5) 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない
- (6) 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- (7) 制御不能な二次災害を発生させない
- (8) 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

3 強靭化を推進する上での基本的な方針

国土強靭化の理念及び基本計画を踏まえ、次の基本的な方針に基づき、本市における強靭化を推進する。

- (1) 強靭化の取組姿勢
- ○本市の強靭性を損なう本質的原因について、あらゆる側面から検討する。
- ○短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- ○地域の特性を踏まえて地域間が相互に連携・補完し合うことにより、各地域の活力を高めつつ、本市全体の災害等に対する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化する。
- (2) 適切な施策の組み合わせ
- ○ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進する。
- ○国、県、市町村、住民及び民間事業者等が適切な相互連携と役割分担の下、「自助」・「共助」・「公助」の取組を推進し、地域防災力の向上に取り組む。
- ○非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策と なるように工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

○既存の社会資本の有効活用、施設等の適切な維持管理、国の施策及び民間賃金の活用等 により、限られた財源において効率的に施策を推進する。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ○人口減少や少子高齢化、産業・交通事情等、地域の特性や課題に応じ、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者及び外国人等に配慮した施策を講じる。
- ○人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、地域において強靭化を推進する 担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- ○自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

第3章 地域特性

1 伊達市の地域特性

(1) 位置及び面積

本市は、福島県の北東部、県都福島市の北東に隣接しており、北緯 37 度 49 分、東経 140 度 33 分(市役所本庁位置)に位置し、東は相馬市・相馬郡飯舘村に、南は伊達郡川俣町に、西は福島市及び伊達郡桑折町・国見町に、北は宮城県の白石市及び丸森町にそれぞれ隣接しています。総面積は 265.1 km²です。

(2) 地勢

本市は阿武隈山系の最北端にあり、霊山の 825m を最高峰に、西には吾妻連峰、北方には宮城県境の山々が遠望できる福島盆地の中にあります。

市の北西部を阿武隈川が流れ、この流域に肥沃な平野が広がり、人口が密集する市街地が形成されています。一方東部は阿武隈川に注ぐ広瀬川が山間部を北流し、この流域に沿って細長い平地が形成され、耕地として利用されています。集落は河川流域と山地内に散在しています。

(3) 地質

本市の地質は、阿武隈川流域に広がる低平な沖積地と、東部を占める阿武隈山系の丘陵性山地からなっている。

沖積地は福島盆地の北東部に位置し、地下には沖積層、洪積層の順に重なる未固結堆積物が分布 している。丘陵性山地は花こう岩質岩石が基盤として、表層地質には花こう岩質岩石が小規模な変 成岩(結晶片岩)と安山岩質岩石を伴いながら分布している。本市東端の霊山と南西の小国地区の 丘陵地には、火山砕屑性堆積物が分布している。

広瀬川をはじめとする山間部の河川流域は、礫を中心とする未個結堆積物が堆積し、細長い低地を形成している。

(4) 気象

本市の気象は、阿武隈山系と奥羽山脈に挟まれた内陸性の気象を示し、夏は高温、冬はやや低温となる。初霜は10月下旬にみられ、晩霜は5月下旬まであり、果樹等に大きな被害を及ぼすことがある。

初雪は11月下旬頃であるが、積雪日数は比較的少なく、積雪量は山間部でも最大で30cm程度である。年間降水量は約1,100mmと少ないが、7月から9月頃にかけては大雨となることがある。

(5) 人口

令和4年度当初の本市の住民基本台帳人口は、58,079人、世帯数22,950世帯である。人口の推移をみると、著しい減少はみられないものの、減少傾向を示している。

世帯数の推移をみると、若干増加傾向にあるものの、概ね横ばいで推移している。また、1世帯当たりの人員は、減少傾向にあり、平成27年度は2.88人であったものが、令和4年では2.75人まで減少するなど、核家族化が進行している。

年齢別人口についてみると、年少人口の構成比率は、昭和50年以降減少しているが、老齢人口は増加を続け、平成2年15.6%、平成17年25.25%、平成27年32.64%であったものが、令和2年度では36.17%になり、高齢化が進んでいる。特に、高齢者のみ世帯やひとり暮らし高齢者、日中に高齢者のみになる世帯、虚弱高齢者など要配慮者が増加している。

2 伊達市における主な自然災害リスク

(1) 地震

本市において顕著な活断層は存在しないが、福島県内には阿武隈高地東緑部、福島盆地西緑部、会津盆地西緑部に顕著な活断層が認められるほか、南会津地域には大内―倉村断層が存在する。

また、福島県沖は太平洋プレートの沈み込み部となっており、プレート活動に起因する海溝型 地震の発生頻度が比較的高い地域であり、隣接する他県沖にもプレート境界が連続しているため に、福島県沖以外で地震が発生した場合でも被害を受ける可能性がある。

平成23年3月11日14時46分、三陸沖を震源としたモーメントマグニチュード9.0という国内観測史上最大の地震により、本市は最大震度6弱が観測された。地震による死者・行方不明者はいなかったものの、住宅や主要施設等に甚大な被害が生じたうえ、電気・水道・電話などのライフラインが寸断され、市民生活に大きな影響をもたらした。

令和3年2月13日及び令和4年3月16日には、2年続けて最大震度6弱を観測した福島県沖を 震源とする地震が発生し、建物などに大きな被害をもたらした。

(2) 風水害·土砂災害

本市には、西部から北部にかけて流れる1級河川の阿武隈川が存在しており、市内にはその支流となる伝樋川、東根川、広瀬川、古川、山舟生川などが流れている。本市は阿武隈川の下流に位置しており、本市から宮城県丸森町へかけて川幅が狭くなっていることから、大雨による災害発生の頻度が高く、旧梁川町を中心として浸水による甚大な被害を被っている。

また、本市の33.8%は山林が占めており、旧霊山町を中心として、生命や財産に壊滅的な被害を与える土砂災害が発生する恐れのある箇所が多数存在している。

これまで、本市では、台風や豪雨等の影響による風水害・土砂災害が発生した歴史があり、近年では、平成27年9月の関東・東北豪雨や令和元年10月の東日本台風等において大きな被害が発生した。

(3) 雪害

本市は、豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)に基づく豪雪地帯に指定されている 地域はありませんが、平成26年2月の豪雪時には、市内の道路交通及び家屋や公共施設への大き な被害をもたらしました。

第4章 脆弱性評価

評価の枠組み及び手順

脆弱性の評価は、本市を大規模自然災害等に対し強くしなやかな地域にするため、本市が抱える 課題・弱点(脆弱性)を洗い出し、現行施策について分析・評価するものであり、本市の強靭化に必 要な施策の推進方針を策定するために必要不可欠なプロセスとして、次の枠組みにより実施した。

想定すべき災害リスクの設定



「起きてはならない最悪の事態」の設定



【脆弱性評価】

事態回避に向けた現行施策の課題等を分析・評価



評価結果を踏まえ推進方法を策定

(1) 本計画の対象とする災害リスク

予想される大規模自然災害全般に対する評価を行うものとし、具体的には以下の自然災害を想定するものとします。

※本市において脅威と感じている自然災害

地震、土砂災害、竜巻、液状化、台風等による風水害(暴風、豪雨等)

(2) 「起きてはならない最悪の事態」の設定

国及び県の基本計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及びの「起きてはならない 最悪の事態」をもとに、本市の地域特性等を踏まえ、仮に起きたとすれば致命的な影響が生じる ものと想定される27の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

	事前に備えるべき目標 (8項目)	起きてはならない最悪の事態 (27 項目)						
	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	1-1	地震等による建物・交通施設等の複合的・大規 模倒壊や火災による死傷者の発生					
		1-2	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水 による死傷者の発生					
1	大規模自然災害が発生したときでも人 命の保護が最大限図られる	1-3	大規模な土砂災害 (深層崩壊)等による死傷者 の発生					
		1-4	暴風雪及び豪雪に伴う死傷者の発生					
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で 多数の死傷者の発生					
		2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命 に関わる物資・エネルギー供給の停止					
		2-2	長期にわたる孤立集落等の発生					
0	救助・救急、医療活動が迅速に行われる。	2-3	消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的 不足					
2	るとともに、被災者の健康・避難生活 環境を確実に確保する		医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、 支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺					
		2-5	被災地における感染症等の大規模発生					
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による 多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生					
3	不可欠な行政機能は確保する	3-1	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下					
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サー	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・ 機能停止					
	ビスは確保する	4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、 情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・ 支援に遅れが生じる事態					
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産 力低下、経済活動の停滞					
		6-1	電気・ガス等のエネルギー供給機能の停止					
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交 通ネットワーク等の被害を最小限に留 めるとともに、早期に復旧させる	6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止					
	·/ JCC UIC、TMIC区IICES	6-3	地域交通ネットワークが分断する事態					
		7-1	ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二 次災害の発生					
	制御不能な複合災害・二次災害を発生	7-2	有害物質の大規模拡散・流出					
7	させない	7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大					
		7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大					

	事前に備えるべき目標 (8項目)		起きてはならない最悪の事態 (27 項目)
		8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞によ り復興が大幅に恐れる事態
	社会・経済が迅速かつ従前より強靭な	8-2	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如により復興が出来なくなる事態
8	姿で復興できる条件を整備する	8-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が 大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失
		8-5	事業用地の確保等が進まず復興が大幅に遅れ る事態

(3) 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための強靭化施策分野として、11 項目の施策分野を設定した。

	強靭化施策分野(11項目)
1	行政機能/警察・消防等
2	住宅・都市
3	保健医療・福祉
4	ライフライン・情報通信
5	経済・産業
6	交通・物流
7	農林水産
8	環境
9	県土保全・土地利用
10	リスクコミュニケーション
11	長寿命化対策

(4) 評価の実施手順

「起きてはならない最悪の事態」ごとに関連する現行施策の取り組み状況や課題等を各部局等において分析するとともに、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための部局横断的な施策群をプログラムとして整理し、プログラムごとに脆弱性の総合的な分析・評価を実施した。

第5章 強靭化の推進方針

1 推進方針の策定

第4章における脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために取り組むべき強靱化施策の推進方針について、「起きてはならない最悪の事態」(プログラム)ごとに策定した。

なお、本計画で設定した 27 の「起きてはならない最悪の事態」は、どの事態が発生した場合であっても、本市に致命的なダメージを与えるものであることから、プログラム単位での重点化や優先順位付けは行わず、全ての強靱化施策について推進を図るものとする。

2 推進方針の具体的内容

本市の強靱化施策の推進方針として策定した具体的内容は、次のとおりである。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生

(1) 住宅・建築物の耐震化等

①住宅の耐震化等 [建設部]

≪脆弱性評価≫

本市の住宅の耐震化率は約74.5%(平成25年住宅・土地統計調査を基にした推計)であり、本市では、「伊達市耐震改修促進計画」において住宅の耐震化率95%(令和2年度)を目標に定め、耐震化を推進しています。特に旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震化を促進する必要があり、所有者への啓発や耐震診断、耐震改修への助成を実施しています。また、地震等による被害防止のため、倒壊のおそれのあるブロック塀の撤去についても、費用の一部助成を行っています。

≪推進方針≫

住宅の耐震化率95%(令和2年度)の達成に向け、引き続き耐震診断の実施、耐震改修費用の一部助成を行い、旧耐震基準の木造住宅の耐震化を促進します。また、倒壊のおそれのあるブロック塀の撤去費用への助成についても継続し、地震による事故発生の未然防止に努めます。

【関連計画】

- ●「伊達市耐震改修促進計画」〔平成29年度 令和3年度〕
 - ·住宅 · 建築物耐震改修事業
 - ・福島県安全安心耐震促進事業、福島県安心耐震サポート事業、福島県ブロック塀等安全対策促進事業
 - ・伊達市安心安全耐震促進事業、伊達市安心耐震サポート事業、伊達市ブロック塀等撤去費補助金

②建築物の耐震化等 [建設部]

≪脆弱性評価≫

平成25年の耐震改修促進法の改正を受け、本市では、「伊達市耐震改修促進計画」において特定用途で一定規模の建築物について耐震化率95%(令和2年度)を目標に定め、耐震化を推進しています。

≪推進方針≫

耐震診断の実施と結果報告が義務化された民間建築物について、建築物の耐震化を促進するため、耐震改修設計及び耐震改修工事への助成事業実施の検討を行います。

③学校施設の耐震化等

[教育部]

≪脆弱性評価≫

小学校・中学校等公立学校施設は、子どもたちが学習等で長い時間を過ごす場であるとともに、災害時には避難場所となることから、その安全性の確保が非常に重要な課題です。本市では、耐震診断の結果、耐震性能を表す Is 値が文科省の基準 0.7 を下回っている建物が令和 2 年 7 月現在で 7 棟あります。

≪推進方針≫

伊達市教育施設耐震化計画を前倒しして大規模改修工事等を実施し、すべての学校施設の耐震 化や未使用化を進めます。また、併せて施設の老朽化対策やトイレ洋式化、体育館の照明 LED 化 等を含めた改修工事を実施し、学びの場・災害時の避難場所等としての環境を整備します。

【関連計画】

- ●「伊達市教育施設耐震化計画」〔平成30年度 令和6年度〕
- ●「伊達市学校施設屋内運動場照明 LED 化年次計画」〔令和5年度 令和13年度〕

④公立保育園・認定こども園の耐震化等

「こども部〕

≪脆弱性評価≫

本市では3の公立保育所・認定こども園を運営しており、就学前の子どもたちの安全性の確保は重要な課題です。耐震性が不足する建物については耐震改修工事を行い、すべての施設で耐震基準に適合しています。しかし、一部の施設は平成初期に整備されたもので、老朽化が進んでいます。待機児童数や幼児教育・保育無償化に伴う保育ニーズの変化、少子化等を踏まえた適正な規模と配置を検討のうえ、施設の計画的な整備を図る必要があります。

≪推進方針≫

公立保育所・認定こども園の多くが老朽化していることから、伊達市こども・子育て支援事業計画等との整合性を確保しながら、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、計画的な施設整備を図ります。

⑤市営住宅の耐震化等

「建設部〕

≪脆弱性評価≫

本市が管理する 26 団地 706 戸の市営住宅の 7 割以上が築 30 年以上で、建物の老朽化が進んでいるため、耐用年数を経過した住宅の解体に取り組んでいます。

≪推進方針≫

市営住宅の長期的な安全性と快適性を確保するとともに、予防保全的な観点から躯体と設備の 安全性の向上を図る必要があるため、今後、「伊達市公営住宅長寿命化計画」を策定し、外壁改 修、給排水設備の改修等による施設の長寿命化を図ります。また、耐用年数を経過した住宅の解 体を効率的・計画的に進めます。 ⑥庁舎等の耐震化等 [財務部]

≪脆弱性評価≫

大規模自然災害発生時においても、必要な行政機能を維持し、迅速かつ的確な災害対応を行うため、災害対策本部が設置される市役所本庁や現地災害対応の拠点となる各総合支所について、耐震性の確保や災害対応のための設備を充実する必要があります。

- 本庁は防災拠点として非常用自家発電設備を有しており、平成31年1月に増築した東棟は、 耐震壁により変形を抑制する構造とし、防災機能を強化しています。
- 総合支所のうち伊達総合支所、霊山総合支所の2箇所は築50年を超えており、耐震基準を満たしていない状況です。また、伊達総合支所、梁川総合支所の2箇所が浸水想定区域内に立地しています。非常用自家発電設備については、伊達総合支所、梁川総合支所、月舘総合支所の3箇所に配備されています。

≪推進方針≫

災害時において市役所・支所の機能を確保するため、支所の耐震化及び長寿命化等を計画的に 進めます。また、その際に各地区の状況に応じて災害対応に関する設備等の設置を推進します。

(2) 宅地の耐震化 (大規模盛土造成地の滑動崩壊対策)

[建設部]

≪脆弱性評価≫

東日本大震災で滑動崩落の被害を受けた宅地の多くは昭和45年代以前に造成されており、宅地造成等規制法等の改正により技術基準を強化した平成18年以降に造成された宅地においては被害が発生していないことを踏まえ、これ以前に造成された宅地について大規模盛土造成地の有無とそれらの安全性の確認(変動予測調査)、危険性が高い箇所の滑動崩落防止工事などの予防対策を早急に進めることが必要となっています。本市においては32箇所の対象箇所があり、令和2年度にそれらの安全性の確認(変動予測調査)を行うことになっています。

≪推進方針≫

現状は、国において全国の大規模盛土造成地の有無を調査し、令和元年3月末からマップが公表されており、本市のHPにおいても、32箇所の対象箇所が公表されていることから、市民に周知されているものとしています。令和2年度より安全性の確認(造成年代調査、変動予測調査)を開始し、令和3年3月末までに詳細調査が必要とすべき箇所の順位が決定されます。今後、危険性が高い箇所があれば滑動崩落防止工事等の対策を進める必要がありますが、住民負担を伴う膨大な事業費がかかることから、その調整が課題となってきます。

(3) 空き家対策の推進

「市民生活部」

≪脆弱性評価≫

本市に存在する空き家等の状況把握調査(平成27年度実施)では、伊達市内全体23,426件のうち、854件が空き家であり、空き家率は3.6%でした。また、854件のうち582件が要修繕または利用不能等と判断されました。管理不全の空き家が点在しており、地震による倒壊での負傷、避難路の遮断、火災発生の危険があります。また、管理者が不明で除却が進まないなど、復旧・復興の妨げとなるおそれがあります。「伊達市空家等対策計画」(平成30年6月策定)に基づき、空き家の発生を予防するとともに、管理不全の空き家について適切な対策を行う必要があります。

≪推進方針≫

「伊達市空家等対策計画」に基づき、空き家の発生の予防、関係団体と連携した空き家の実態の把握を行います。管理不全の空き家については、所有者に適正な管理を依頼するとともに、著しく危険な空き家等については、行政処分等の必要な措置を検討し、生活環境の安全性を確保します。

⑦高齢者施設の耐震化等

[健康福祉部]

≪脆弱性評価≫

市内には、支援、介護が必要な高齢者等が利用する介護保険等施設が 120 施設以上あります。その内、特別養護老人ホーム等(介護老人福祉施設、介護老人保健施設・介護療養型医療施設)入所施設が 12 施設、(看護) 小規模多機能型居宅介護事業所が 7 施設、グループホームが 7 施設、通所介護(通所リハ)事業所が 21 施設、認知症対応型通所介護が 9 施設、有料老人ホーム等(ケアハウス含む)が 9 施設あります。

昭和56年以前に建築された建物4施設は耐震化診断未実施であり、また洪水浸水・家屋倒壊等 氾濫想定区域内にも複数の事業所が高齢者福祉維持、向上のために現在も介護サービス等事業を 運営しています。

≪推進方針≫

災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等の防災・減災対策及 び新型コロナウイルスは高齢者が重症化する危険性が高い特性があることからその感染拡大防止 対策を推進し、利用者の安全・安心の確保に努めます。

(4) 災害に強い市街地の形成

①中心市街地の再開発等の推進

「建設部」

≪脆弱性評価≫

みなし道路に関する指導要綱に基づき後退用地を買収または寄付により土地の所有権を市に移転するもので、みなし後退により狭隘道路が拡幅されることで、個々の建築行為に対する規制・誘導により、市街地の安全上必要な道路幅員を段階的に確保し、秩序ある建築行為の推進と良好な住環境の整備、避難路等の安全性の確保を図っています。後退用地整備を、年間3箇所を目標に整備していますが、後退に協力した住民からは、後退用地の早期整備を求められている状況です。

≪推進方針≫

既成市街地における円滑な建替え、耐震性の高い安全な住宅ストックの形成を促進し円滑な建築活動に必要な条件整備により、住宅投資の促進に寄与します。

②公園・広場等の整備と安全対策(長寿命化)

[建設部]

≪脆弱性評価≫

- 保原総合公園については、伊達市地域防災計画において「指定緊急避難場所」となっているため、災害に備え計画的な維持管理と施設更新等を行い安全を確保する必要があります。
- その他の公園については、トイレの老朽化が進行しているため、災害時の利便性確保の観点から更新等を行う必要があります。

≪推進方針≫

公園の計画的な維持管理と安全性・災害時の利便性の確保のため、今後、公園施設長寿命化計画を策定する予定です。

③都市計画道路の整備

[建設部]

≪脆弱性評価≫

被災時の交通ネットワークとして、市街地の緊急輸送路を確保し、都市全体の防災性を高める ため、都市計画道路の整備を進める必要があります。

≪推進方針≫

被災時の交通ネットワークとして、市街地の緊急輸送路を確保し、都市全体の防災性を高める ため、都市計画道路の整備を推進します。

(5) 火災予防の推進

「市民生活部」

≪脆弱性評価≫

大規模な地震により同時多発的に火災が発生する恐れがあることから、平時より火災予防を推進する必要があります。

≪推進方針≫

市民の防火意識を高め、火災予防を推進するため、住宅用火災警報器の設置促進や市政だより・チラシ・ポスター等による啓発、予防査察及び違反是正の強化に努めます。

(6) 消防水利の推進

[市民生活部]

≪脆弱性評価≫

本市には634 基の防火水槽と1,068 基の消火栓が設置(令和2年4月1日現在)されており、 消防水利の充足率は82.1%です。消防水利の不足する地域を解消する必要があり、消火栓等の整 備を進めています。

≪推進方針≫

消防水利の不足する地域において消火栓や防火水槽の計画的な整備を進め、消防水利の充実を 図ります。

1-2 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生

(1) 河川の改修の推進・維持管理の強化等

「建設部」

≪脆弱性評価≫

- 本市には、国・県管理の一級河川が 15 河川 (延長 324.5km)、市が管理する準用河川が 4 河川 (延長 6.3km) あります。近年は台風等による豪雨や局地的大雨が頻発しており、令和元年台風 第 19 号による大雨では大小川が護岸崩落するなどして、大きな被害が発生しました。気象変動 の影響への適応という観点も加えて、国・県と連携して計画的に河川の改修を行う必要があります。併せて、土砂浚渫や河道掘削等による維持管理の強化も急務となっています。
- 近年の局地的大雨や短時間豪雨で度々浸水被害が発生している箇所については、長期的な対策 を進める一方で、貯留施設の設置等の短期的に実施できる対策も講じる必要があります。

≪推進方針≫

- 河川の氾濫等による浸水被害を防止・被害軽減するため、令和元年台風第 19 号で被害のあった山舟生川、広瀬川、塩野川等をはじめとする国・県が管理する河川の早期の改修と維持管理の強化を強く要請します。
- 広瀬川等の阿武隈川のバックウォーターの影響が及ぶ区間への危機管理型水位計・カメラの設置を県に要請するとともに、それらの活用により国・県と連携して各河川の避難判断水位を設定し、周辺住民へ的確な避難情報を発信します。

(2) 内水浸水対策の推進

「産業部・建設部」

≪脆弱性評価≫

- 雨水管渠は約83ha(全体計画面積の約15%)で整備済みですが、地形条件等により、豪雨の際に雨水を排水しきれず、局所的な浸水が発生しています。浸水被害の発生のおそれが高い地区を中心に雨水管渠の整備を進め、河川改修や道路排水整備等と連携しながら、総合的な雨水対策を推進する必要があります。
- 伊達市防災マップ等を参考に浸水が想定される区域を優先的に対応する必要があります。

≪推進方針≫

市街地における雨水浸水被害を防ぐため、被害発生の恐れが高い地区を重点的に、雨水管渠の計画的な整備を進めます。また、既存の雨水排水施設の強化やポンプ場及び排水機場の改修・新設を実施します。

<u>(3)洪水ハザードマップの活用</u>

[市民生活部]

≪脆弱性評価≫

- 大雨による阿武隈川の氾濫及び土砂災害の発生を想定し、洪水による浸水深や土砂災害の被害 区域を色別に示した『伊達市防災マップ』を平成29年度に作成し、市内全戸に配布しました。 また、自主防災組織等にも伊達市防災マップを用いた防災講演等を行い、活用と周知に努めております。
- 平成29年度に作成したハザードマップは、洪水については阿武隈川とその影響範囲の支川の 氾濫のみを想定しており、その他の河川については反映されていない状況です。

≪推進方針≫

福島県によるハザードマップ作成後に、その情報を参考に本市におけるハザードマップの更新 を行います。

(4) ため池の決壊等による被害の防止

[產業部]

≪脆弱性評価≫

令和元年7月に制定された「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき、平成30年度から平成31年度にかけて、防災重点ため池に指定された77箇所のため池についてハザードマップを作成したため、浸水想定区域の周辺住民へ周知していく必要があります。

また、危険性の高いため池の把握と計画的な改修を進める必要があります。

≪推進方針≫

緊急時の迅速な避難行動を促すため、すべての防災重点ため池のハザードマップを作成し、決壊した場合の浸水想定区域等について周辺住民へ周知します。

また、防災重点ため池の耐震性調査を実施し、老朽・危険ため池の改修を計画的に進めます。

※進捗状況

ため池耐震性調査 令和3年度完了72箇所 劣化状況・豪雨体制調査 令和7年度完了予定

1-3 大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による死傷者の発生

(1) 土砂災害防止対策の推進

「建設部・市民生活部」

≪脆弱性評価≫

- 本市には「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、県により指定された土砂災害警戒区域 382 箇所を、防災マップに反映させ市民に配布しております。防災マップを活用して土砂災害の恐れのある区域を周知し、住民が適切な避難行動をとれるよう継続した取り組みが必要です。
- 土砂災害警戒区域等に指定され、特に危険と判断した区域について、対策工事の要望を県に対し行っており、急傾斜地への擁壁設置など、急傾斜危険区域への対策工事が県により進められております。
- 土砂災害特別警戒区域内に位置する世帯等には、希望する世帯に対して同報系防災行政無線戸 別受信機を設置・貸与しています。

≪推進方針≫

- 土砂災害の危険が高まった場合に地域住民が適切に避難行動をとれるよう、地域からの要請があれば住民に対し、防災マップを活用した出前講座等を実施し、危険個所の周知及び避難ルートの確認、土砂災害への意識の高揚を図ります。
- 土砂災害の被害を防止するための砂防堰堤等のハード整備について、影響度や危険度の高いものから早期に対策を実施するよう、国・県にはたらきかけ、事業の促進を図ります。また、砂防関係施設の機能不全による二次災害の発生を回避するため、老朽化した施設等の更新についても強くはたらきかけ、取り組みの強化を促します。
- 新たに土砂災害特別警戒区域に指定された世帯等には希望調査を行い、戸別受信機の設置・貸 与を進めてまいります。

(2) 森林の多面的機能の保全

「産業部」

≪脆弱性評価≫

- 林業の衰退により森林の整備が行き届かず、水源涵養や山地災害防止等の森林が有する多面的機能の低下が懸念されています。一方で、多くの森林は戦後に造成した人工林が利用期を迎えており、森林資源を循環利用し、健全な森林を保全する必要があります。
- 山地における斜面の崩落等による被害を防止するためには、危険な山腹斜面の安定化や砂防ダムの整備を進める必要があります。
- 持続可能な林業経営の実現と治山効果の向上のため、林内の木材輸送を効率的に行うための林 内路網の計画的な整備が必要です。

≪推進方針≫

- 森林の循環的利用・林業の活性化により、多面的機能を有する森林を保全するため、林業の作業効率・生産能力の向上に必要な機械の導入を支援します。
- 山地災害の防止のため、治山事業を促進するとともに、大雨等で荒廃した斜面等の安定化・再 度災害防止を推進します。
- 森林整備の基盤として、林内の木材輸送を効率的に行うための林業専用道路の整備を推進します。

1-4 暴風雪や豪雪等に伴う死傷者の発生

_(1) 道路の除雪体制の強化

「建設部」

≪脆弱性評価≫

- 平成26年2月の大雪では、除雪を委託している業者の重機をフル稼働させ、早朝から除雪対応しましたが、降雪量の多さのため、通常の2倍以上の時間を費やしました。国・県道につきましても、早朝から除雪を実施しましたが、降雪量の多さに除雪機械が対応しきれず、立ち往生する車両が多く発生し市内の道路交通が麻痺しました。こうした事態を防ぐためには、国道・県道の管理者と連携した計画的な除雪の体制を整える必要があります。
- 大雪時に、災害対策基本法(平成 26 年 11 月改正)に基づく緊急車両の通行ルート確保のため の放置車両対策が実施される場合にも、道路管理者間で連携して対応し、大規模な車両滞留や長 期間の通行止めを回避する必要があります。
- 本市では、管理する市道のうち、幹線道路、生活道路、官公庁、社会教育施設、学校及び病院 等に通じる路線、バス路線から優先して、直営と各地元委託業者とでエリア分けして除雪を行い ますが、大雪時には降雪が少ない地区から多い地区へ応援するなど機動的な対応を行う必要があ ります。

≪推進方針≫

- 大雪時においても市内の主要道路の交通輸送を確保するため、国・県と積雪情報を共有するほか、国道・県道と近接する市道の除雪業者を統一するなど、効率的な除雪のための連携を強化します。また、国が国道4号を通行止めにして集中的に除雪を行う場合には、道路利用者や沿線住民等に適時適切な情報提供を行うための連絡体制を構築します。
- 災害対策基本法に基づく放置車両対策の指示等への対応など、国・県と連携し、大規模な車両 滞留や長期間の通行止めの回避に努めます。
- 市所有の除雪用機械について、県で不要となった除雪機械の譲渡を要望するなどして、除雪能力を維持・強化します。

(2) 路面の凍結防止対策

[建設部]

≪脆弱性評価≫

坂道等での路面凍結による事故を防ぐため、危険個所にすべり止め砂を配備しています。また、本市では、路面凍結の対策として、融雪剤を各総合支所で配布しています。

≪推進方針≫

引き続き、坂道等の危険箇所にすべり止め砂を配備することにより、坂道等の路面凍結による事故を防止します。

(3)地域住民と連携した通学路等の除雪の推進

[建設部]

≪脆弱性評価≫

市内の各小中学校と一部の地区交流館に小型除雪機を貸出しし、通学路の除雪を行っています。

≪推進方針≫

歩道除雪等に関しましては、市民との協働の観点から町内会、及び地元自治会との連携を図り 除雪機械で対応できない箇所の除雪作業に努めます。

1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(1) 住民等への情報伝達手段の充実

「市民生活部]

≪脆弱性評価≫

- 本市では、平成29年4月より同報系防災行政無線を運用しており、令和2年4月時点で76箇所の屋外スピーカー、448箇所の戸別受信機を設置しております。その他にも、ホームページや登録制メール、SNS等を用いて住民への周知を行っております。しかし、各種情報端末を持たない高齢者等への周知方法は限定されているうえ、同報系防災行政無線についても聞き取ることができないエリアが確認されている状況です。
- 本市では、災害時に市 HP や SNS を利用し市民への情報伝達を行っていますが、外国人住民へのリアルタイムでの情報伝達について課題が残っている状況です。

≪推進方針≫

- 災害の危険性が高いエリアを優先的に、戸別受信機の増設を進めてまいります。また、新たな 伝達手法として、同報系防災行政無線からの情報をスマートフォンへの転送システムも検討して います。
- 自主防災組織の結成率を向上させ、情報共有や避難誘導等の共助ができるコミュニティの形成 を促進します。
- 消防団の充実・強化に努め、情報が届きにくいエリアに対しても伝達が可能な体制について検 討します。
- 市の SNS 等を利用し、英語でリアルタイムの避難情報の発信を行っていきます。

(2) 避難誘導体制の整備

①避難場所・避難所の標識の設置

[市民生活部]

≪脆弱性評価≫

災害時の住民の適切な避難を誘導するため、災害対策基本法(平成25年6月改正)に適合した災害種別の表示や多言語表示の標識を設置する必要があります。本市には現在110箇所の指定避難場所・避難所があり、令和2年度から標識設置を進めているところです。

≪推進方針≫

標識の設置と併せて防災講話等を実施することにより、標識の表示内容の周知や地域の特性に合わせた避難経路の確立を図り、住民の適切な避難を誘導します。

②避難行動要支援者対策の推進

[健康福祉部]

≪脆弱性評価≫

災害時に自ら避難することが困難な人の安全を確保するため、「伊達市地域防災計画」に基づき、要支援者の自助・地域(近隣)の共助を基本とした、避難行動支援の体制の構築を進めています。しかしながら、地域の避難支援者の登録や一人ひとりの具体的な避難の計画(個別支援計画)の作成が進まない状況にあり、地域の助け合いの取り組みを促進する必要があります。

≪推進方針≫

要支援者の避難行動の支援のため、民生委員・児童委員等の避難関係者や町内会と連携した共助の体制づくりを目指し、要支援者の登録率を上げるように勧奨等を行い、避難関係者と情報共有を行います。

(3) 避難所等の充実

①指定避難場所・避難所の確保

[健康福祉部・市民生活部]

≪脆弱性評価》

- 高齢化が進む中、開設した指定避難所までの移動手段がない者や、福祉避難所に入れない要支援者が、バリアフリー等の施設環境、避難環境に対し不安を持つ等の理由により避難を断念する方もおりました。身近なところに安全で安心して少ない負担で避難できる指定避難所等の確保の必要があります。
- 本市では、市内に102箇所の緊急避難場所と97箇所の避難所を指定しています。災害発生時の実際の避難状況や人口の分布・公共施設の配置などの変化を踏まえた見直しを行いながら、地区ごとに安全に少ない負担で避難できる避難所等を確保する必要があります。

≪推進方針≫

- 土砂災害警戒・特別警戒区域、洪水浸水・家屋倒壊等氾濫想定区域を考慮しながら、安全で安心して少ない負担で避難出来る指定避難所の確保を図ります。また、要支援者の不安を解消するため応急的措置として「福祉避難室」(仮称)的なスペースの確保ができる指定避難所の確保及び避難所運営を図ります。
- 想定される災害の状況や地区の人口の状況を勘案して引き続き地区ごとに住民が安全に少ない 負担で避難できる指定避難場所・避難所を確保します。
- 安全な立地条件の地区集会所についても、避難所として利用できるよう検討していきます。

②福祉避難所の確保

「健康福祉部]

≪脆弱性評価≫

- 支援が必要とされる高齢者等も、基本、福祉避難所へは直接避難させず指定避難所の方へ一度 避難をしていただいております。相談支援事業の相談員等の協力を得ながら聞き取り調査等を行 い避難生活の中で特別な配慮等が必要な場合と判断した場合、福祉避難所として協定を結んでい る特別養護老人ホーム等との受入れ調整を行い再度移動(避難)していただく状況です。
- 避難者の心身状況によっては、福祉避難所へ直接避難したいとの問い合わせもあるが、相談員等の意見を考慮しながら福祉避難所への避難等を検討し避難してもらう場合もあります。
- 災害発生の危険性が高い中での移動を強いられる状況にあります。
- 福祉避難所を開設した際には、広く周知しなければならないとなっていますが、本来支援を要しない方も福祉避難所に多数避難してくることが想定されます。
- 要配慮者の特性に応じた福祉避難所の確保がされていない状況でもあり、避難を断念する方も おります
- 状況によっては、開設できない福祉避難所もあります。

≪推進方針≫

- 要配慮者の特性に応じた福祉避難所の確保を行います。(障がい福祉施設との福祉避難所協定 締結の推進)
- 避難時の危険を回避するため避難者の心身の支援状況により、事前に避難先の決定及び資機材の事前準備等の避難行動支援計画の策定を進めます。
- 要支援者の安全を確保する福祉避難所として機能するため、対象とすべき方を明確にし、住民 の理解を得るよう周知していきます。
- 要配慮を対象とした避難訓練を実施します。
- 福祉避難所の開設に対する見直しを行います。(想定される災害に応じた開所)

(4) 避難路等の道路環境の整備

「建設部」

≪脆弱性評価≫

夜間や徒歩での移動を含めて安全に避難できるよう、避難路等の安全性を確保する必要があります。多くが避難所等となる小学校の通学路については、関係機関が合同で危険個所の点検を実施し、必要な安全対策を実施しています。生活道路や未就学児の移動経路等についても、避難路としての使用も想定し安全対策を進める必要があります。

≪推進方針≫

- 道路管理者、学校、警察等の関係機関が合同で危険個所の点検を行い、外側線の新設などにより、避難路ともなる通学路等の安全対策を推進します。また、生活道路や未就学児の移動経路等についても、避難路との使用も想定して安全対策を進めます。
- 避難路となる主要な道路の整備にあたっては、歩道・自転車通行レーン等の設置により、多様 な利用者が共存できる道路空間を形成し、安全な道路環境の創出に努めます。

(5) 施設等における避難計画の推進

①幼稚園・保育園等における避難計画の作成等

[こども部]

≪脆弱性評価≫

幼稚園・保育所等に通う園児たちの安全を確保するためには、想定される地震や河川氾濫等の 災害に応じた対応についての具体的計画の作成や防災訓練の実施が重要であり、施設の設備及び 運営に関する基準を定める条例等に規定されているところです。訪問指導等を通じて各施設にお ける確実な実施を促進しています。

≪推進方針≫

- 公立の幼稚園・保育所等においては、避難計画をより実効性のあるものにするため見直しを行いながら、災害時に備えて防災訓練等を繰り返し実施します。
- 私立の幼稚園・保育所等に対しては、計画作成等に有意義な情報の提供等を適宜行うととも に、法人監査等を通じた確認・指導を継続します。

②福祉施設における避難計画の作成等

[健康福祉部・市民生活部]

≪脆弱性評価≫

福祉関係施設・事業所等においては、水防法と土砂災害防止法の改正(平成29年6月)により、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の施設の避難計画の作成と避難訓練の実施が義務となっています。避難経路や避難先について、より具体的で実効性のある計画の作成が必要となっており、市に対しても避難確保計画(作成・更新)を報告しなければなりませんが、令和2年7月時点の作成率は48.3%です。

≪推進方針≫

福祉関係施設・事業所等に対して、避難計画の作成や避難訓練の実施について確認等を行います。また、特に浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の施設については、令和元年台風第19号の際の状況を踏まえて、より迅速な避難が行われるよう、具体的かつ実効性のある避難計画の作成を促進していきます。また、避難計画に基づいた避難訓練の実施を事業所等に対し促します。

(6) 地域防災力の向上

①防災知識の普及と防災意識の高揚

[市民生活部]

≪脆弱性評価>

本市における令和2年7月時点の自主防災組織の組織率は59.4%であり、ようやく半数を超えたところです。町内会や地域自治組織に対し、防災講演会等を実施しておりますが、防災意識の高揚は十分に図れていない状況です。

≪推進方針≫

令和2年4月から採用した防災専門員を中心として、防災講演や住民参加型の防災訓練を行い、自主防災組織の組織率向上を図り、地域住民の防災意識の向上を推進します。

②自主防災組織等の活性化

[市民生活部]

≪脆弱性評価≫

- 本市における自主防災組織の組織率は令和2年7月時点で59.4%であり、6割にも満たない状況です。また、組織率は各地域で偏りがあり、災害の危険性が比較的少ない地区や高齢化の進んでいる地区における組織の結成が遅れている状況です。
- 自主防災組織を結成していても、実際に災害が発生した際に具体的な活動が行われない組織も ありました。

≪推進方針≫

- 組織率の低い地域を重点的に、防災セミナーや防災訓練等を行い、防災意識の高揚を図ります。
- 結成済みの組織に対しても、訓練や資機材購入にかかる費用の一部補助を行い、積極的な活動 を促します。

③地区防災計画の策定の推進

「市民生活部〕

≪脆弱性評価≫

災害対策基本法の改正(平成25年6月)により、地区住民による自発的な防災活動に関する 地区防災計画制度が創設されたことを踏まえ、それぞれの地区の特性に応じた防災計画の策定を 行う必要があります。令和元年度には地区防災計画作成マニュアルを作成しました。

≪推進方針≫

いくつかのモデル地区を指定し、地区防災計画策定の支援を行ってまいります。そこでの問題 点や改善点を踏まえ、自主防災組織を中心に計画策定を推進します。

④消防団の充実・強化

[市民生活部]

≪脆弱性評価≫

消防団は、地域に密着して住民の安全・安心を守る地域防災の要となる存在ですが、就業形態や社会情勢の変化、地域の連帯意識の希薄化などにより、団員の減少及び高齢化が進んでいます。そのため、特に若者や女性の消防団加入を促進するとともに、消防団の活動に対する地域や雇用者の理解・支援が得られる環境整備に取り組み、消防団の充実・強化を図る必要があります。

≪推進方針≫

- 消防団の活動に対する地域や事業者の理解・支援が得られる環境の創出を図ります。
- 平成31年度より伊達市消防委員会を設置し、消防団の条例定数の見直し、組織規則及び消防施設等整備計画の課題など審議しており、消防行政の円滑な運営を図っていきます。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者の健康・避難生活環境 を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供 給の停止

(1) 非常用物資の確保

①備蓄による物資の確保

[市民生活部]

≪脆弱性評価≫

発災直後は物資の確保が非常に困難であるため、被害想定に基づいた備蓄が必要になります。本市では、現在までの災害に基づき、2,000 人×2 日(1 日当たり 3 食)の 12,000 食の備蓄を目標としておりますが、令和 2 年 7 月現在の備蓄数は 10,700 食程です。

≪推進方針≫

被害想定に基づいた備蓄と備蓄品の更新を進めるとともに、大規模広域災害により長期間の供給不足を想定した備蓄体制について物資の保管場所の確保と併せて検討します。

②災害時応援協定による物資調達

[市民生活部]

≪脆弱性評価≫

市による備蓄には限界があるため、食料や日用品等の避難生活上の必需品の供給について市内の取扱業者と災害時応援協定を締結しておりますが、引き続き物資調達の体制を確実なものとしていく必要があります。

≪推進方針≫

行政のみによる対応の限界を補うものとして、民間事業者等との協力関係構築を推進し、実効性のある災害時の物資調達体制を確保します。

③住民による備蓄の促進

[市民生活部]

≪脆弱性評価≫

市の備蓄には限界があるため、各家庭においても災害が落ち着くまで生活できる程度の備蓄を 促進していく必要があります。

≪推進方針≫

各家庭における具体的な備蓄品目や量などを、防災講演会やホームページ等を通じ啓発してまいります。

(2) 食料供給体制の強化

[市民生活部]

≪脆弱性評価≫

被災者への応急的な食料の供給については、市が備蓄する保存食や市内業者からの調達により 行うこととしていますが、食料の供給に関する協定を結んでいる民間事業者は少なく、より多く の供給ルートの確保が課題となっています。

≪推進方針≫

災害時における食料供給を安定させるため、市の備蓄の充実及び新たな供給ルートの確保を進めます。

(3) 水道施設の耐震化等(長寿命化)

①基幹施設・基幹道路の耐震化

[建設部]

≪脆弱性評価≫

「伊達市新水道事業ビジョン」に基づき水道施設の耐震化を進めていますが、配水池などの基 幹施設の耐震化率は約98%とほぼ完了していますが、基幹管路の一部に耐震適合性のない管が使 用されており、更新が急務となっています。

≪推進方針≫

「伊達市新水道事業ビジョン」に基づき、配水池等の耐震診断を実施し、基幹施設の耐震化を 推進します。また、耐震性の低い石綿管の更新を計画的に行います。

②老朽化した水道管の更新

「建設部」

≪脆弱性評価≫

伊達市内の管路総延長は約630kmで、布設後40年を超える老朽管の割合は7.1%と多くはありませんが、昭和60年代以降各町における拡張事業などにより管路布設がピークを迎えており、長期的に見ると管路の計画的な更新が必要となってきます。

≪推進方針≫

漏水調査を継続し調査結果の分析から重点的に取り組むべき管路更新を実施します。また、他の公共事業と歩調を合わせて効率的に更新を行います。

(4) 防災拠点となる「道の駅」の整備

「産業部]

≪脆弱性評価≫

東北中央自動車道の霊山インターチェンジと国道 115 号に隣接する「道の駅伊達の郷りょうぜん」は、地理に不慣れな道路利用者にも認知度が高く、大駐車場、トイレ、道路情報等の提供、休憩場所、無料 Wi-Fi、EV 充電器、倉庫、非常用電源施設を備え、大規模災害時の緊急避難所等としても活用できる機能を有しています。令和元年9月に国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所と締結した災害時の相互応援に関する協定及び覚書においては、災害発生時の防災拠点・緊急避難所としての利用、非常物資の提供及び保管等について定めています。

≪推進方針≫

災害避難時、平常時いずれにおいても利用者の利便性向上につながるものとして、子育て世代 支援としての紙おむつや幼児向け飲料等の自動販売機設置、スマートフォンの無料充電スポット 設置を検討します。また、災害発生時の訪日外国人向けの情報提供をスムーズに行うための手法 を検討します。

(5) 非常用物資の供給ルートの確保

①緊急輸送道路の防災・減災対策(長寿命化)

「建設部」

≪脆弱性評価≫

- 大規模災害時に災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、各 防災拠点をネットワーク化する緊急輸送道路等の通行を確保することが重要です。
- 本市では、市道の舗装路面、橋梁、道路照明灯などの道路施設の安全性について総点検を実施 しています。

≪推進方針≫

- 大規模災害時に災害応急対策活動のための物流・人流を支える輸送路として機能するよう、 国・県道の管理者と連携し、平時から緊急輸送道路等の良好な状態の維持に努めます。
- 市道の道路施設の点検を継続するとともに、点検結果に基づいて緊急輸送道路等の予防保全的 な修繕を行います。

②道路橋梁の耐震化等(長寿命化)

[建設部・産業部]

≪脆弱性評価≫

本市では539 橋の道路橋梁を管理していますが、建設後50年を経過する橋梁は全体の25%を占めており老朽化対策を進める必要があります。修繕及び耐震化については「伊達市橋梁修繕計画」に基づき進め、阿武隈急行線を跨ぐ跨線橋13橋については重要橋梁と位置づけ耐震化も進めます。

≪推進方針≫

災害時においても緊急輸送道路等の安全な通行を確保するため、「伊達市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、重要橋梁を優先しながら道路橋梁の耐震化と長寿命化を推進します。

③無電柱化の推進

[建設部]

≪脆弱性評価≫

- 地震や強風により電柱等が倒壊し道路が寸断される事態を防止するため、緊急輸送道路等の無電柱化を検討する必要があります。
- 本市では、防災面だけでなく安全性、快適性、景観への配慮から、福島県事業として梁川地域 の都市計画街路中央線及び区画整理事業の道路新設等と合わせた無電柱化を実施しています。

≪推進方針≫

- 倒壊した電柱等による道路の寸断を防止するため、道路改良事業の実施や新たな手法による低コスト化の状況等を勘案し、緊急輸送道路となっている市道等の重要な路線の無電柱化を検討します。
- 緊急輸送道路のネットワークにおいて地域と地域を結ぶ主要な軸となる市道の無電柱化を検討します。

2-2 長期にわたる孤立集落等の発生

(1) 防災拠点を結ぶ体系的な道路ネットワークの整備

「建設部」

≪脆弱性評価≫

- 大規模災害発生時に避難や救助・救援活動、物資供給を円滑に行うため、体系的で代替性が確保された道路ネットワークを整備する必要があります。本市の幹線道路ネットワークにおいては、旧5町(伊達・梁川・保原・霊山・月舘)を結ぶ道路の整備が主要な課題となっております。
- 相馬福島道路の開通によって高規格幹線道路ネットワークの結節点となることで、広域的なヒトとモノの流れが大きく変化するなか、伊達市の道路ネットワークのあり方を国・県・近隣市町村と見直し、それぞれに役割を分担して新たな状況に対応したネットワークの構築を進める必要があります。

≪推進方針≫

- 主要地方道福島保原線の朝夕の慢性的な渋滞解消や災害時の代替機能など大きな効果が期待される市道大柳石橋線の整備を促進します。
- 伊達市役所本庁から各総合支所を結ぶ放射状に伸びる市道の整備を推進し、災害時においても 円滑な交通が確保される道路ネットワークの構築を図ります。
- 相馬福島道路の整備(国直轄)による主要幹線道路のネットワーク化を促進します。
- 福島都市圏北部の国道 4 号の渋滞や主要地方道福島保原線、国道 399 号の朝夕の慢性的な渋滞 解消に向け、道路ネットワークのあり方など、有効な事業の計画の策定を国・県にはたらきかけ ます。

(2) 道路管理者間の連携体制の確保

[建設部·産業部]

≪脆弱性評価≫

大規模災害による道路ネットワークの分断や地区の孤立を回避するため、道路ネットワークを 形成する国・県・市の各道路管理者が平時より連携体制を構築し、災害時の情報共有、迂回路の 設定、除雪や応急復旧での応援など、相互に協力して対応することが必要です。

≪推進方針≫

国・県・市の各道路管理者が災害時に相互協力した対応をとれるよう、事前の迂回路の計画や 除雪の相互応援等について検討し、連携体制の構築に努めます。

2-3 消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足

(1) 消防拠点施設の再整備

「伊達地方消防組

合

≪脆弱性評価≫

大規模災害時において消火・救助・救急活動の中枢となる消防本部・中央消防署庁舎は、平成27年度に通信指令システム及びデジタル無線システムと併せて整備したため耐震性を満たしているが、連携して機能する各分署庁舎(北分署を除く)は、築45年以上経過し、耐震性が不足しているほか、電気・給排水衛生設備等の老朽化が進み、庁舎の倒壊等による消防力の致命的な低下を招く可能性が高いことから、再整備が必要となっています。

≪推進方針≫

北分署を除く各分署庁舎の被災による消防力の致命的な低下を防ぐため、令和元年度に公共施設等総合管理計画を策定し、分署庁舎の再整備計画を進めています。再整備にあたっては、ドクターへリや消防防災へリとの災害時の連携を想定した専用へリポートの設置等についても検討し、拠点機能の充実を図ります。

(2) 常備消防力の強化

[伊達地方消防組合]

≪脆弱性評価≫

大規模災害時により効果的な活動ができるよう、各種教育訓練により高度な知識と技術を備えた消防職員を養成し、また、老朽化した消防車両の更新や資機材の配備を進め、消防体制の充実を図る必要があります。

≪推進方針≫

- 国・県等の行う教育訓練を受講させるほか、随時実践的な教育訓練を行い、専門的、科学的な 知識と技術を備えた消防職員を養成します。
- 消防車両の更新と資機材の配備を計画的に実施し、消防力の強化を図ります。

(3) 消防広域応援体制の推進

「伊達地方消防組

合-

≪脆弱性評価≫

大規模災害時には消防部隊が不足することが想定されることから、消防組織法に基づき、隣接市町村や消防本部との相互応援協定の締結、福島県消防広域応援協定の締結、緊急消防援助隊により段階的に広域的な応援を要請できる体制を整えています。広域的な応援が迅速に行われるために、福島県総合防災訓練等への参加を通じて、連携体制の強化を図っています。

≪推進方針≫

福島県総合防災訓練等への参加により応援協定の実効性を高め、大規模災害時における消防広域応援体制の推進を図ります。

(4) 消防団の充実・強化〔再掲〕

「市民生活部〕

P. 23 (【1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生】- (6) 地域 防災力の向上) 参照

2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺

(1) 災害医療ネットワークの確立

[健康福祉部]

≪脆弱性評価≫

- 災害時の保健衛生・医療機能の強化のため、医師会、歯科医師会、医療機関等の関係機関と災害時の医療ネットワークを構築する必要があります。
- 初期応急医療のための医療救護班について、医師会等と協議し連絡の体制等の構築が必要です。初動体制として医療の機能不足の場合、災害派遣医療チーム(DMAT)、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、災害派遣精神医療チーム(DPAT)、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)等の応援を福島県に要請し、マネジメント体制を確立する必要があります。

≪推進方針≫

- 災害時の保健衛生・医療を調整し、医師会、歯科医師会、医療機関等の関係機関と災害医療ネットワークと連携した災害救援活動を実施します。
- 災害時は、市防災担当課との連携を図り、必要時、初期応急医療のための医療救護班について 災害派遣医療チーム(DMAT)や、医師会等と協議しながら実施します。

(2) 医療器具・医薬品の確保

[健康福祉部]

≪脆弱性評価≫

- 災害時に医薬品や衛生材料等が必要な場合は、災害時医薬品等の備蓄供給体制を構築している 県に対して供給を要請することとしています。
- 救護所で必要となる災害対策医薬品や資機材等について、内容品等について医師会等の協力を 得て、配備を検討する必要があります。

≪推進方針≫

- 県や関係団体との連携による体制を強化し、災害時の医薬品や衛生材料等の確保を図ります。
- 救護所で必要となる災害対策医薬品や資機材等について、内容品等について医師会等の協力を 得て、配備を検討します。

(3) 福祉避難所の確保〔再掲〕

[健康福祉部]

P. 21 (【1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生】- (3) 地域 防災力の向上) 参照 (4) 福祉人材の確保 [健康福祉部]

≪脆弱性評価≫

福祉避難所における人的支援に関する協定を結んでおり人的に不足が生じた場合は、支援要請を行うことが可能であるが、支援依頼等の体制整備が未整備の状態です。支援者の特性を考慮して支援できる事業所も限定されてくるので、新たな事業所との協定締結の必要性があります。

また、長期的になれば協定に基づく人的派遣が難しくなってくると想定されます。 (各事業所も通常のサービス提供を行わなくてはならない状況になる。) 県と連携し派遣福祉チームの派遣が必要となるが受入体制等が未整備の状態です。

≪推進方針≫

福祉避難所における人的支援に関する協定に基づく支援体制等の整備を図ります。 支援者の特性に対応できる福祉人材確保のため新たな事業所との協定締結を図ります。 また、長期的になれば、協定に基づく福祉人材の確保も難しくなってくるので、県と連携して 災害派遣福祉チームの受入れ体制等の整備を図り切れ目ない福祉人材の確保を図ります。

(5) 支援ルートの確保

①緊急輸送道路等の防災・減災対策(長寿命化) [再掲]

[建設部]

P. 26 (【2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の 停止】- (5) 非常用物資の供給ルートの確保) 参照

②道路橋梁の耐震化等(長寿命化) [再掲]

「建設部・産業部」

P. 26 (【2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の 停止】- (5) 非常用物資の供給ルートの確保) 参照

③無電柱化の推進 〔再掲〕

[建設部]

P. 26 (【2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の 停止】- (5) 非常用物資の供給ルートの確保) 参照

2-5 被災地における感染症等の大規模発生

(1) 避難所等における感染症等の拡大防止

[健康福祉部]

≪脆弱性評価≫

- 新型コロナウイルス感染症等の感染症罹患予防、また拡大防止のため、伊達市防災計画に基づき、避難所における感染拡大防止対策として、避難所の区分け、個室での支援など、避難所における受付窓口での感染兆候の早期発見などに対応するため、防災担当課と連携して行っています。通常業務においては、予防接種の推進を図り、感染症拡大の防止に努めています。
- 課題は、必要な市民がスムーズに避難し、感染症を予防しながら避難生活を送る避難所での環境設定が必要と考えられます。

≪推進方針≫

避難所における感染症の拡大防止のため、避難所での区分けや、感染症状の早期発見等の体制 についてマニュアル策定を行い、平時より、市民一人ひとりの感染症の予防意識を向上し、まん 延防止対策を促進します。

(2) 床上浸水等による衛生環境の悪化への対策

[市民生活部]

≪脆弱性評価≫

床上浸水等の発生により、衛生環境が悪化し感染症等の危険性があります。衛生環境の確保のためには、防疫活動に必要な薬剤や衛生機材の計画的な備蓄、人員の養成等、体制の強化が必要です。また、市民自らも衛生環境の確保に取り組めるよう支援していく必要があります。

≪推進方針≫

防疫活動に必要な薬剤や衛生機材の計画的な備蓄をしていきます。また、感染症拡大防止のための情報を市民に普及・啓発するなど、市民自らも衛生環境の確保に取り組めるよう、支援方策を検討します。

(3) 汚水処理の不全による衛生環境悪化の防止

①下水道施設の耐震化

[建設部]

≪脆弱性評価≫

- 本市における下水道は建設開始から約30年が経過しており、東日本大震災では約5kmの管渠等で被害が発生するなど、現在の耐震基準を満たさない下水道施設が多くなっています。
- 各施設の老朽化対策や改築と合わせて計画的に耐震化を進める必要があります。

≪推進方針≫

地震による下水道施設の被害を防ぎ、被災した場合も被害を最小化するため今後、施設の地震対策計画を検討し、各施設の老朽化対策や改築と合わせて計画的に耐震化を推進します。

②持続可能な下水道事業の展開

「建設部」

≪脆弱性評価≫

本市の汚水処理人口普及率は65.7%(令和2年度末)で、未普及の解消が引き続き課題となっています。その一方で、事業開始から30年以上経過し、管渠や処理場等の老朽化が進んでおり、また、人口減少等による財政的制約が厳しくなっています。そのため、施設の耐震化と併せて、予防保全型の維持管理や計画的な改築により老朽化対策を着実に進めるとともに、効率的な経営手法の導入により下水道経営基盤を強化し、長期的な展望のもと下水道事業を展開していく必要があります。

≪推進方針≫

- 長期的には下水道事業区域外の郊外地を浄化槽整備区域に変更することについても検討のう え、汚水処理の未普及地域の解消に向けて下水道の整備を進めます。
- 下水道施設のストックマネジメント計画を策定し、長期的に事業費の平準化を図りながら、予防保全型の維持管理と計画的な改築により、老朽化対策を推進します。また、県が管理する阿武隈川上流流域下水道については、「福島県流域下水道ストックマネジメント計画」に基づく管渠やポンプ場などの施設の長寿命化を促進し、持続的な機能確保を図ります。
- 経営戦略を作成し、今後も経営戦略の見直しを行いながら経営の健全化を図ります。

③単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進

[建設部]

≪脆弱性評価≫

し尿のみを処理する単独処理浄化槽は、平成12年度の浄化槽法改正により新設が原則的に禁止されましたが、依然として多数が残存し、老朽化が進んでいます。公共用水域の水質悪化や感染症のまん延の原因となることから、合併処理浄化槽への転換を促進する必要があります。

≪推進方針≫

地域の実情に応じた合併浄化槽の計画的で効率的な整備を推進し、公共用水域の水質保全、感染症のまん延防止を図り、浄化槽の災害耐性を強化するため、老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(1) 非常用物資の確保

①備蓄による物資の確保〔再掲〕

「市民生活

部]

P. 24 (【2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の 停止】- (1) 非常用物資の確保) 参照

②災害時応援協定による物資調達〔再掲〕

[市民生活

部]

P. 24 (【2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の 停止】- (1) 非常用物資の確保) 参照

(2) 食料供給体制の強化〔再掲〕

「市民生活部〕

P. 25 (【2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の 停止】- (2) 食料供給体制の強化) 参照

(3) 災害医療ネットワークの確立〔再掲〕

「健康福祉部〕

P. 29 (【2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺】 - (1) 災害医療ネットワークの確立) 参照

(4) 医療器具・医薬品の確保〔再掲〕

[健康福祉部]

P. 29 (【2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺】 - (2) 医療器具・医薬品の確保) 参照

(5) 避難所となる学校施設の耐震化・老朽化対策等〔再掲〕

「教育部」

P. 12 (【1-1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生】- (1) 住宅・建築物の耐震化等) 参照

(6)福祉避難所の確保〔再掲〕

[健康福祉部]

P. 21 (【1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生】- (3) 地域 防災力の向上) 参照

(7) 福祉人材の確保〔再掲〕

[健康福祉部]

P. 30 (【2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺】 - (4) 福祉人材の確保) 参照

(8) 市営住宅の空き家の活用

[建設部]

≪脆弱性評価≫

706 戸の市営住宅のうち3割程度が空き家となっており、大規模災害時には被災者の居住の安定を確保するため一時的住居として活用しています。しかしながら、即時に入居できる状態の空き家が少ないため、修繕を施した良好な状態の空き住戸を一定程度ストックしておく必要があります。

≪推進方針≫

災害時に活用して被災者の居住の安定を確保するため、市営住宅の修繕戸数を増やし、即時に 入居できる状態の空き家を一定程度ストックします。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(1) 庁舎等の機能の確保〔再掲〕

[財務部]

P.13 (【1-1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生】 - (1) 住宅・建築物の耐震化等) 参照

(2) 市町村相互応援体制の推進

[市民生活部]

≪脆弱性評価≫

大規模災害に市単独では十分な対応が困難な場合に備え、福島・宮城・山形広域圏内の市町村や北海道松前町、山形県米沢市、新潟県三条市、新潟県見附市、千葉県白井市、長野県南牧村、滋賀県草津市、島根県出雲市等と協定を締結し、災害時に物資の供給や職員の派遣について相互に応援する体制を構築しています。

≪推進方針≫

大規模災害時に人的・物的支援を円滑に実施できるよう、相互応援協定を締結する市町村との間で、総合防災訓練への相互の参加等を実施し、応援体制の強化を図ります。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

消防拠点施設の機能の確保〔再掲〕

[消防本部]

P. 28 (【2-3 消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足】- (1)消防拠点施設の再整備)参照

4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、 避難行動や救助・支援が遅れる事態

(1) 住民等への情報伝達手段の充実〔再掲〕 部〕

[市民生活

P. 20 (【1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生】- (1) 住民 等への情報伝達手段の充実) 参照

(2) 災害時の情報伝達・通信の協力体制の確保

[市民生活部]

≪脆弱性評価≫

各関係機関等と災害時応援協定を締結し、災害時の多様な手段による情報収集や通信を行う体制を確保しています。

- 国土交通省東北地方整備局と、リエゾンの派遣による情報交換、河川や道路等の防災情報の提供等について協定を締結しています。
- 移動系防災無線の利用、災害時用 Wi-Fi、特設公衆電話の設置、衛星電話の整備等多様な通信 手段の確保に努めています。

≪推進方針≫

関係機関等との情報収集・共有体制の強化や民間事業者等との情報共有体制を整え、停電等による情報収集手段の途絶等も想定した体制の強化を図ります。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞

(1) 企業の事業継続力強化の支援

「産業部」

≪脆弱性評価≫

大規模な自然災害の発生は、事業者の経営だけでなくサプライチェーン全体に大きな影響を及ぼします。災害時の事業所の事業活動が継続され、経済活動の停滞を招かないため、中小企業の事業継続計画 (BCP) や事業継続力強化計画の策定を支援し、防災・減災対策の取り組みを促進する必要があります。

≪推進方針≫

改正された小規模事業者支援法(令和元年6月改正)に基づき、小規模事業者の事業継続力強 化計画策定に向けた支援に関する計画を伊達市商工会、保原町商工会と連携して策定し、小規模 事業者の事業継続体制の強化を促進します。

(2) 防災拠点を結ぶ体系的な道路ネットワークの整備〔再掲〕

[建設部]

P. 27 (【2-2 長期にわたる孤立集落等の発生】- (1) 防災拠点を結ぶ体系的な道路ネットワークの整備) 参照

(3) 緊急輸送道路等の強化

①緊急輸送道路等の防災・減災対策(長寿命化)〔再掲〕

「建設部」

P. 26 (【2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の 停止】- (5) 非常用物資の供給ルートの確保) 参照

②道路橋梁の耐震化等 〔再掲〕

[建設部・産業部]

P. 26 (【2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の 停止】 - (5) 非常用物資の供給ルートの確保) 参照

③無電柱化の推進 〔再掲〕

[建設部]

P. 26 (【2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の 停止】- (5) 非常用物資の供給ルートの確保) 参照

(4) 道路管理者間の連携体制の確保〔再掲〕

[建設部・産業部]

P. 27 (【2-2 長期にわたる孤立集落等の発生】- (2) 道路管理者間の連携体制の確保)参照

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電気・ガス等のエネルギー供給機能の停止

(1) 再生可能エネルギーの導入拡大

[市民生活部]

≪脆弱性評価≫

大規模災害による電気やガス等の停止に対応するため、再生可能エネルギー等の自家消費できるシステムの導入を推進していく必要があります。本市では、住宅用蓄電池システム設置費への補助金による導入の支援を実施しています。

≪推進方針≫

住宅用蓄電池システムの設置費への補助金による支援を引き続き実施し、再生可能エネルギーの普及を推進します。

(2) 災害時応援体制の整備(エネルギー供給等)

[市民生活部]

≪脆弱性評価≫

- 災害発生時に防災拠点や避難所等で必要となる燃料等を確保するため、福島県 LP ガス協会県 北支部と災害時の協力協定を締結し、ガス機器の供給を受ける体制を構築しています。また、電 力については、東北電力株式会社福島電力センターや伊達市電設業協議会と災害時の協定を結 び、被災施設の電力復旧の支援を要請することとしています。
- 平成 25 年度から平成 27 年度には、防災拠点となる施設や一部の避難所施設等に太陽光発電設備を整備しました。

≪推進方針≫

大規模災害への応急対応に必要な燃料等の確保と施設の早期復旧のため、防災訓練等を通じて、関係事業者等と災害時の支援協定による体制の強化を図ります。

6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

(1) 上水道施設の強化

①基幹施設・基幹管路の耐震化〔再掲〕

[建設部]

P. 25 (【2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の 停止】- (3) 水道施設の耐震化等(長寿命化)) 参照

②老朽化した水道管の更新〔再掲〕

[建設部]

P. 25 (【2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の 停止】- (3) 水道施設の耐震化等(長寿命化)) 参照

(2) 下水道施設の強化

①下水道施設の耐震化 〔再掲〕

[建設部]

P.31 (【2-5 被災地における感染症等の大規模発生】- (3) 汚水処理の不全による衛生環境 悪化の防止)参照

②持続可能な下水道事業の展開 [再掲]

[建設部]

P. 32 (【2-5 被災地における感染症等の大規模発生】- (3) 汚水処理の不全による衛生環境 悪化の防止)参照

③単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進〔再掲〕

[建設部]

P. 32 (【2-5 被災地における感染症等の大規模発生】- (3) 汚水処理の不全による衛生環境 悪化の防止)参照

6-3 地域交通ネットワークが分断する事態

(1)防災拠点を結ぶ体系的な道路ネットワークの整備〔再掲〕

[建設部]

P. 27 (【2-2 長期にわたる孤立集落等の発生】- (1) 防災拠点を結ぶ体系的な道路ネットワークの整備)参照

(2) 緊急輸送道路等の強化

①緊急輸送道路等の防災・減災対策(長寿命化) [再掲]

[建設部]

P. 26 (【2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の 停止】- (5) 非常用物資の供給ルートの確保) 参照

②道路橋梁の耐震化等(長寿命化) [再掲]

[建設部・産業部]

P. 26 (【2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の 停止】- (5) 非常用物資の供給ルートの確保) 参照

③無電柱化の推進 〔再掲〕

[建設部]

P. 26 (【2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の 停止】- (5) 非常用物資の供給ルートの確保) 参照

(3) 道路管理者間の連携体制の確保〔再掲〕

[建設部·産業部]

P. 27 (【2-2 長期にわたる孤立集落等の発生】- (2) 道路管理者間の連携体制の確保)参照

(4) 地域コミュニティの基盤となる地域公共交通の確保

[市長直轄]

≪脆弱性評価≫

- 鉄道、路線バス、まちなかタクシー、タクシー等の地域公共交通は、市民の通勤、通学、通院、買い物等の移動手段、地域内外の交流と地域コミュニティを支える生活基盤です。今後、少子高齢化による人口減少や時代の変化等に対応した仕組みづくりを進め、持続可能な地域公共交通の実現に取組む必要があります。
- 災害時においても公共交通を維持確保するため、交通事業者等との連絡体制を構築する必要があります。

≪推進方針≫

- 地域公共交通を維持確保するため、交通機関の適正な役割分担と連携により、地域の実態に合わせて地域公共交通を最適化する取組を推進します。
- 災害時における公共交通の維持確保、早期の回復、迅速かつ正確な情報収集及び広報のため、 交通事業者、行政、関係機関の連絡体制の構築を図ります。

指標名		計画名		現状値(R1 年度)		目標値(R2 年度)
地域公共交通の利用者数		伊達市地域公共 交通網形成計画		1,865 千人		2,000千人
年度	Н30		R1		R2	
目標値	2,000,000		2,000,000		2,000,000	
実績値	1, 921, 215		1, 865, 275		_	

(5) 地籍調査の推進 [産業部]

≪脆弱性評価≫

被災した道路の復旧や住宅の再建、仮設住宅用地の確保等を進めるうえで、地籍調査が未実施の場合、土地の境界の復元を容易にできず、境界確認に多くの時間と労力が必要となり、復旧・復興が遅れる要因となります。本市における地籍調査は、中心市街地や山間部で未着手の状況で、全体の進捗率は53.42%(令和元年)にとどまっており、着実に調査を進める必要があります。

≪推進方針≫

被災した道路の復旧や住宅の再建、仮設住宅の用地確保等を円滑に進められよう、地籍調査を 着実に推進します。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(1) ため池の決壊等による被害の防止〔再掲〕

[産業部]

P.17 (【1-2 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生】 - (4) ため 池の決壊等による被害の防止)参照

(2) 砂防関係施設の整備・保全〔再掲〕

[建設部·市民生活部]

≪脆弱性評価≫

P.18 (【1-3 大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による死傷者の発生】- (1)土砂災害防止対策の推進)参照

7-2 有害物質の大規模拡散・流出

有害物質の拡散・流出の防止

[市民生活部]

≪脆弱性評価≫

災害時に有害物質の拡散・流出が起きると、周辺住民の健康被害や環境汚染等の問題が発生します。有害物質取り扱い事業者のリストは県管轄で本市では所持していないため、県と連携して啓発を行います。

≪推進方針≫

災害時に有害物質の拡散・流出が起きないよう、県と連携して有害物質取り扱い事業者への拡 散・流出防止に向けた適正な管理を啓発していきます。

7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(1) 耕作放棄地の発生防止と確保

「産業部」

≪脆弱性評価≫

- 耕作放棄地の発生は、農業生産効率を低下させるばかりでなく、農地の持つ多面的機能や、地域活性化を阻害する要因となっており、市の重要な課題の一つとなっています。
- 市では、耕作放棄地の発生を防止するため、平地に比べ農業生産条件が不利なことから耕作放 棄地が発生しやすい中山間地域における農業生産活動や、遊休農地の活用、保全活動に対する支 援を行っています。

≪推進方針≫

耕作放棄地を解消するためには、行政だけでなく、集落や、農家等、地域住民の意識も重要となります。遊休農地の活用、保全活動に対する支援について、周知を徹底、活用を促進し、市内の耕作放棄地の減少に努めていきます。

(2) 有害鳥獣被害対策の充実

「産業部]

≪脆弱性評価≫

サル、クマ、イノシシ、カラスなどにより農作物に大きな被害が出ており、鳥獣被害を一因とする耕作放棄地の発生が懸念されています。本市では、電気柵・ワイヤーメッシュ柵への助成、イノシシの捕獲への補助等を実施するとともに、関係機関と連携した野生鳥獣による農業被害の防止に取り組んでいます。

≪推進方針≫

電気柵等による被害防除、鳥獣を寄せ付けないための環境整備、被害を及ぼす個体の捕獲など、地域全体での総合的な対策に取り組み、有害鳥獣被害の防止を推進します。

(3) 森林の多面的機能の保全〔再掲〕

「産業部」

P. 18 (【1-3 大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による死傷者の発生】- (2) 森林 の多面的機能の保全)参照

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

災害廃棄物処理体制の整備

[市民生活部]

≪脆弱性評価≫

災害廃棄物発生時には混乱が予想され、予め仮置場や廃棄物処理の流れを確立していなければ スムーズな処理は行えません。各地域の仮置場の選定及び仮置場内の分別、運搬ルート等を設定 しておく必要があります。

≪推進方針≫

- 災害発生時に災害廃棄物を円滑に処理するため、仮置場の選定を行います。
- 災害廃棄物の収集運搬と処理について、県との連携により広域処理の体制を整えるとともに、 民間事業者との協定締結など協力体制を構築し、災害廃棄物の処理体制を強化します。

8-2 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した 技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如により復興が出来 なくなる事態

(1) 災害・復興ボランティアの受入体制の確立

[健康福祉部]

≪脆弱性評価≫

大規模災害時の被災者支援において、他地域等からのボランティアの活動が大きな役割を果たすことから、災害発生後速やかに、ボランティアを必要とする市民を把握するとともに、ボランティアの受入体制を整える必要があります。本市では災害時に災害ボランティアセンターを設置し、その運営をノウハウのある伊達市社会福祉協議会に依頼、市は人的協力をし、連携しながら被災者支援を行うこととしています。

≪推進方針≫

災害時における災害ボランティアセンターの設置と運営の協力に関して伊達市社会福祉協議会と連携を確認するとともに、ボランティアが求められている活動内容の全庁的な情報集約やボランティア活動に必要な物資調達の体制を整えます。

(2) 災害時の応援体制の整備(応急復旧支援)

[市民生活部]

≪脆弱性評価≫

道路、河川、上下水道等のインフラ施設が被災した場合、復旧・復興の妨げとならぬよう、災害発生直後から被災状況の把握や危険の除去、応急的な復旧等を行い、本格的な復旧作業に円滑に移行していく必要があります。本市では、応急復旧等を迅速に行うため、各種建設関係団体と災害時における応急対策業務の支援について協定を締結しています。

≪推進方針≫

災害発生時のインフラ施設等の応急対策業務に関して、総合防災訓練等を通じて建設関係団体 等との連携強化を図り、災害時応援協定の実効性を高めます。

8-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(1) 自主防災組織等の活性化〔再掲〕

「市民生活部〕

P. 23 (【1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生】- (6) 地域 防災力の向上) 参照

(2) 避難行動要支援者対策の推進〔再掲〕

[健康福祉部]

P. 20 (【1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生】- (2) 避難 誘導体制の整備) 参照

(3) 地区防災計画の策定の推進〔再掲〕

[市民生活部]

P. 23 (【1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生】- (6) 地域 防災力の向上) 参照

(4) 地域コミュニティの基盤となる地域公共交通の確保〔再掲〕

「市長直轄]

P. 42 (【6-3 地域交通ネットワークが分断する事態】 - (4) 地域コミュニティの基盤となる 地域公共交通の確保) 参照

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失

指定文化財(建造物)の防災対策

「教育部]

≪脆弱性評価≫

文化財は地域固有の自然・歴史・文化を象徴するもので、確実に後世に継承するとともに、個性豊かなまちづくりへの活用が求められています。

- 国指定重要文化財「旧亀岡家住宅」について、防災設備を含む施設の老朽化が顕著になっています。またその他の文化財についても、防災設備や耐震強度の把握、見直しの必要があります。
- 市民所有の文化財の修理・防災設備整備事業を支援しています。

≪推進方針≫

確実に文化財を継承しかつ安心して利用できるよう、防災面に配慮した環境整備を進めます。

- 国指定重要文化財「旧亀岡家住宅」について、万一の際に的確に対処できよう既存防災設備の 見直しを含む修理計画を策定し、修理を実施します。
- 台風 19 号で被災した文化財について、将来の利活用を視野に入れ、耐震補強を含めた修理・ 整備計画を策定します。
- 市民所有の文化財の修理・防災設備整備事業を引き続き支援します。

8-5 事業用地の確保等が進まず復興が大幅に遅れる事態

(1) 地籍調査の推進〔再掲〕

[産業部]

P. 42 (【6-3 地域交通ネットワークが分断する事態】 - (5) 地籍調査の推進) 参照

(2) 空き家対策の推進〔再掲〕

[市民生活部]

P.13 (【1-1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生】 - (3) 空き家対策の推進) 参照

第6章 計画の推進

1 推進体制

本計画の推進については、国土強靱化に関する情報を共有し、強靱化施策に係る進捗状況や課題等を踏まえた計画見直しを検討するとともに、国、県、関係機関、民間事業者等と緊密に連携・協力して「強くしなやかな県土づくり」に取り組む。

2 進捗管理及び見直し

本計画に基づく強靱化施策の実効性を確保するため、数値指標等を用いて強靱化施策の進捗管理を可能な限り定量的に行い、本市を取り巻く社会経済情勢の変化や本市における各種計画等との調和を勘案しつつ、PDCAサイクルによる見直しを適宜行うものとする。